

賞与計算時の保険料にご注意願います！

先般ご案内の通り、年度が変わりで保険料率に変更されましたが、給与計算だけでなく、賞与計算時にも変更をお忘れなく、お願い致します。

例：社会保険・雇用保険加入、45歳、賞与額 343,400 円

健康保険料	16,635 円
子ども・子育て支援金	395 円
介護保険料	2,778 円
厚生年金保険料	31,384 円
雇用保険料	1,717 円（建設事業は 2,060 円）

種類	天引き率
健康保険	48.5/1,000（協会けんぽ石川支部）
子ども・子育て支援金	1.15/1,000
介護保険	8.1/1,000
厚生年金保険	91.5/1,000
雇用保険	[一般事業] 5/1,000 [建設事業] 6/1,000

*社会保険（健康保険、子ども・子育て支援金、介護保険、厚生年金保険）の保険料について

- ・賞与額の内 1,000 円未満は対象外のため、343,000 円が保険料対象です。
※雇用保険料は 343,400 円全額が対象
- ・賞与支払月の途中で退職した場合は、保険料は掛かりません。
賞与支払日：7月10日 退職日 7月20日 → 保険料が掛からない
退職日 7月31日 → 保険料が掛かる
※雇用保険料はどちらの退職日でも掛かる
- ・保険料上限（下記賞与額を超えると、それ以上保険料は掛かりません）
健康保険、子ども・子育て支援金、介護保険：年間 573 万円
厚生年金保険：1ヶ月 150 万円
- ・保険料の端数については、裏面に記載します。

不明点・ご質問がある場合は、お気軽にお聞き下さい。

令和8年5月6日

社会保険労務士 山田事務所

代表 三井 敏彦

TEL 221-2114

保険料の端数

1円未満については、社内取り決めが特になければ、50銭を超えるときに1円に切り上げます。

当事務所では、

健康保険料について、健康保険料単体の料率で端数計算をおこない、健康保険料（A）を算出しています。

子ども・子育て支援金について、健康保険料と子ども・子育て支援金の合算率で計算した総額（端数計算済み）から（A）を差し引いて、子ども・子育て支援金（B）を算出しています。

介護保険料について、健康保険料と子ども・子育て支援金と介護保険料の合算率で計算した総額（端数計算済み）から（A）および（B）を引いて、介護保険料を算出しています。